

## 総務・企業常任委員会

開催日時 平成24年10月4日(木) 10時01分～12時07分

開催場所 第一委員会室

説明員 総務部長および関係職員

### 議事の概要

#### 1 付託議案

##### 【総務部所管分】

(1) 議第126号 平成24年度滋賀県一般会計補正予算(第3号)のうち総務部所管部分について

委員からは、省電力化のための改修工事に伴う本県経済への経済波及効果とともに、本県税収への影響についても視野に入れておく必要がある、などの意見が出された。

[結果] 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

(2) 議第131号 滋賀県地域活性化・公共投資基金条例を廃止する条例案

[結果] 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

(3) 議第132号 滋賀県税条例の一部を改正する条例案

[結果] 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

(4) 議第147号 県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

[結果] 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

#### 2 所管事項調査

(1) 公立大学法人滋賀県立大学の経営状況について

(2) 報第8号 公立大学法人滋賀県立大学の業務の実績に関する評価結果について

(3) 報第9号 公立大学法人滋賀県立大学の第1期中期目標に係る事業報告について

(4) 報第10号 公立大学法人滋賀県立大学の第1期中期目標の期間に係る業務の実績に関する評価結果について

#### 3 一般所管事項調査

#### 4 意見書(案)

我が国の国家主権を断固として守るため毅然とした外交姿勢を示すことを求める意見書(案)および地方財政の充実・強化を求める意見書(案)を総務・企業常任委員会としてを提出することが決定された。



委員会で配付された資料

- 1 平成24年度9月補正予算案 主要事業調書
- 2 滋賀県地域活性化・公共投資基金条例を廃止する条例案要綱
- 3 滋賀県税条例の一部を改正する条例案要綱
- 4 県の行う建設事業の市町負担率等
- 5 公立大学法人滋賀県立大学の業務の実績に関する評価結果について（概要）